平成２９年（フ）第１２５号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1487番地８
債務者　三村　美穂
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５７号
北海道小樽市長橋３丁目14番30号
債務者　本間　裕美
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第６２号
北海道小樽市緑１丁目３番４号　三幸マンション
債務者　二塚　一子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第５６号
青森県八戸市西白山台３丁目４番29号　シャイニーコートⅠ―101、前住所東京都府中市寿町２丁目26番地２　モニュメントタツミ205
債務者　小林　　亮
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
青森県八戸市城下３丁目13番30号　メゾンエトワールＣ―３号室、住民票上の住所青森県八戸市江陽２丁目10番49―４号
債務者　村元　克子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第３００号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地９号棟106、従前の住所仙台市宮城野区鶴巻１丁目12番７号　福寿荘102
債務者　村上　洋子
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３６７号
仙台市宮城野区岩切３丁目７番10号　平成ハイツ日野101、従前の住所宮城県宮城郡利府町神谷沢字長田50番地１　メゾンアベⅡ―106
債務者　横田　彩香（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３９０号
仙台市宮城野区小鶴３丁目６番10号　レオネクスト小鶴一番館202、従前の住所山形県東根市大字羽入77番地の１
債務者　平澤友里恵
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２１号
宮城県気仙沼市古町３丁目３番10号　市営気仙沼駅前住宅１―610、前住所宮城県気仙沼市下八瀬435番地３五右衛門ヶ原運動場住宅23―５
債務者　梶原真由美
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第４５号
福島県いわき市山田町戸ノ内88番地、前住所埼玉県さいたま市緑区馬場１丁目23番地５アーバン岡村202号
債務者　高橋　広朗
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第３６号
茨城県神栖市堀割１丁目16番27号　ラ・レーヴＡ201
債務者　根本　大将
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第１７５号
新潟市江南区曽野木１丁目１番４　曽野木団地うめ438号室、前住所新潟県妙高市月岡２丁目11番18号　ＳＴハイツ１棟103号室、旧住所兵庫県神戸市中央区南本町通６丁目３番17―510号
債務者　中川　博則（旧姓本多）
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７９号
新潟県五泉市駅前１丁目８番22号　五泉ロイヤルマンション205、前住所新潟県五泉市駅前１丁目８番22号　五泉ロイヤルマンション203
債務者　山崎　　肇
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８４号
新潟市西区小針西１丁目10番６号、前住所新潟市西蒲区升潟760番地４
債務者　遠藤　博英
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９５号
新潟市東区桃山町１丁目109番地１　市営住宅Ｆ棟12号
債務者　長谷川芳久
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９７号
新潟市中央区上所上２丁目12番５号　第１コーポアオリ101号
債務者　渡辺　　幸
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
新潟地方裁判所民事部